

委員配布資料

1 会議次第

2 席次表

3 委員名簿

4 会議資料

(1) 住居表示制度について (資料1)

(2) 都町地区住居表示整備事業の概要 (資料2)

(3) 都町住居表示整備計画 (変更案) (資料3)

(4) 諮問書の写し (資料4)

*関係法令 (参考資料)

- ・住居表示に関する法律
- ・地方自治法第260条
- ・千葉市住居表示審議会設置条例
- ・千葉市住居表示審議会運営要綱
- ・千葉市住居表示実施基準

第50回千葉市住居表示審議会 会 議 次 第

令和元年5月30日（木）10：00

千葉市役所 議会棟 3階 第5委員会室

1 開 会

2 部長挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長の選出

5 議 題

(1) 議案審議

中央区都町及び若葉区加曽利町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び
当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変
更について

(2) 答申案について

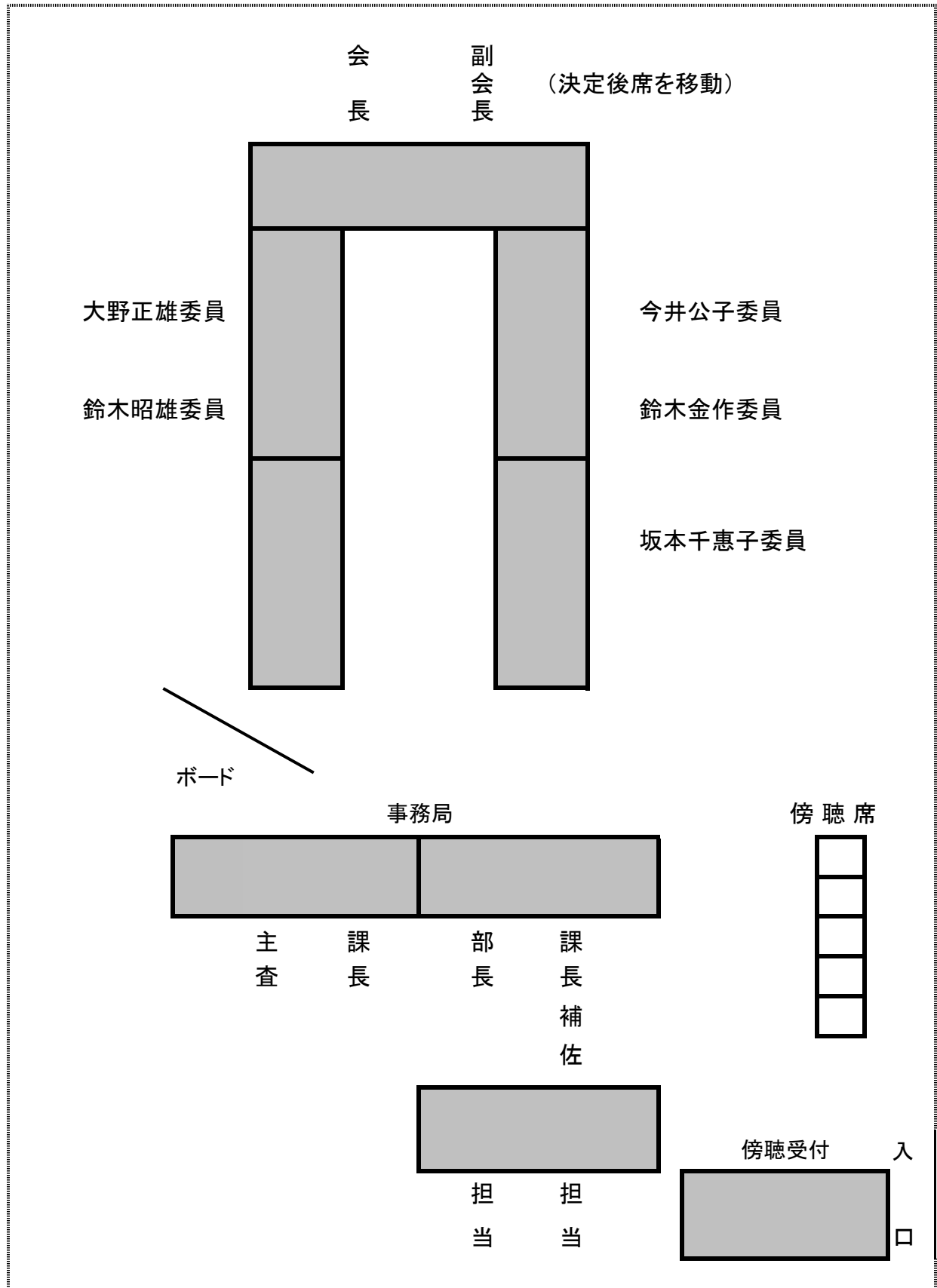
(3) その他

6 閉 会

第50回千葉市住居表示審議会 席次表

令和元年5月30日(木)午前10時

千葉市役所 議会棟 3階 第5委員会室



千葉市住居表示審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

区分	役職	氏名
学識経験者	郷土史家	今井 公子
	行政相談委員 (中央区)	坂本 千恵子
	千葉市町内自治会 連絡協議会 会長	鈴木 金作
関係行政機関等 の職員	千葉地方法務局 首席登記官 (不動産登記担当)	大野 正雄
	日本郵便株式会社 千葉中央郵便局長	鈴木 昭雄

住居表示制度について

住居表示が実施されていない地区では、土地の番号である「地番」が住所として使われています。

「地番」は、市街化が進むにつれ、土地の分筆・合筆により欠番や飛び番が生じることや、一筆の土地の上に複数の建物が建ってしまうような場合があるため、住所の所在が分かりにくくなっています。

そこで、市では、「地番」とは関係ない合理的な番号を、街区（道路等で区切られたブロック）と建物に順序よく付け住所とする住居表示の整備を行い、住所を分かりやすくすることで、住み良いまちづくりを進めています。

住居表示の基本的な考え方・具体的な定め方は次のとおりとなっています。

○ 住居表示の方法

住居表示は、次のいずれかの方法を選択し、整備されています。

(1) 街区方式

住居表示の方法は、区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した地域に付けられる符号及び当該街区にある建物につけられる住居番号を用いて表示する方法。

(2) 道路方式

道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物につけられる住居番号を用いて表示する方法。

《例》(実施前) 千葉市中央区 都 町 ○○○ 番地 ○○
 若葉区 加曽利町 ○○○ 番地 ○○
 ↓ (町 名) (地 番)

(実施後) 千葉市 中央区 都町7丁目 ○番 ○号
 (町 名)(街区符号)(住居番号)

(3) 町名の考え方

町名を新たに設定するときは、従来の名称・歴史的に由緒ある名称等を考慮して定めます。

(4) 町（丁目）の区域の設定の仕方

町（丁目）の区域は、原則として道路・水路・鉄道等、恒久的で明確な地形や施設の側線をもって定めます。

千葉市では「丁目」の順序は、原則としてJR千葉駅に近い方から順番に設定します。

(5) 「街区符号」の定め方

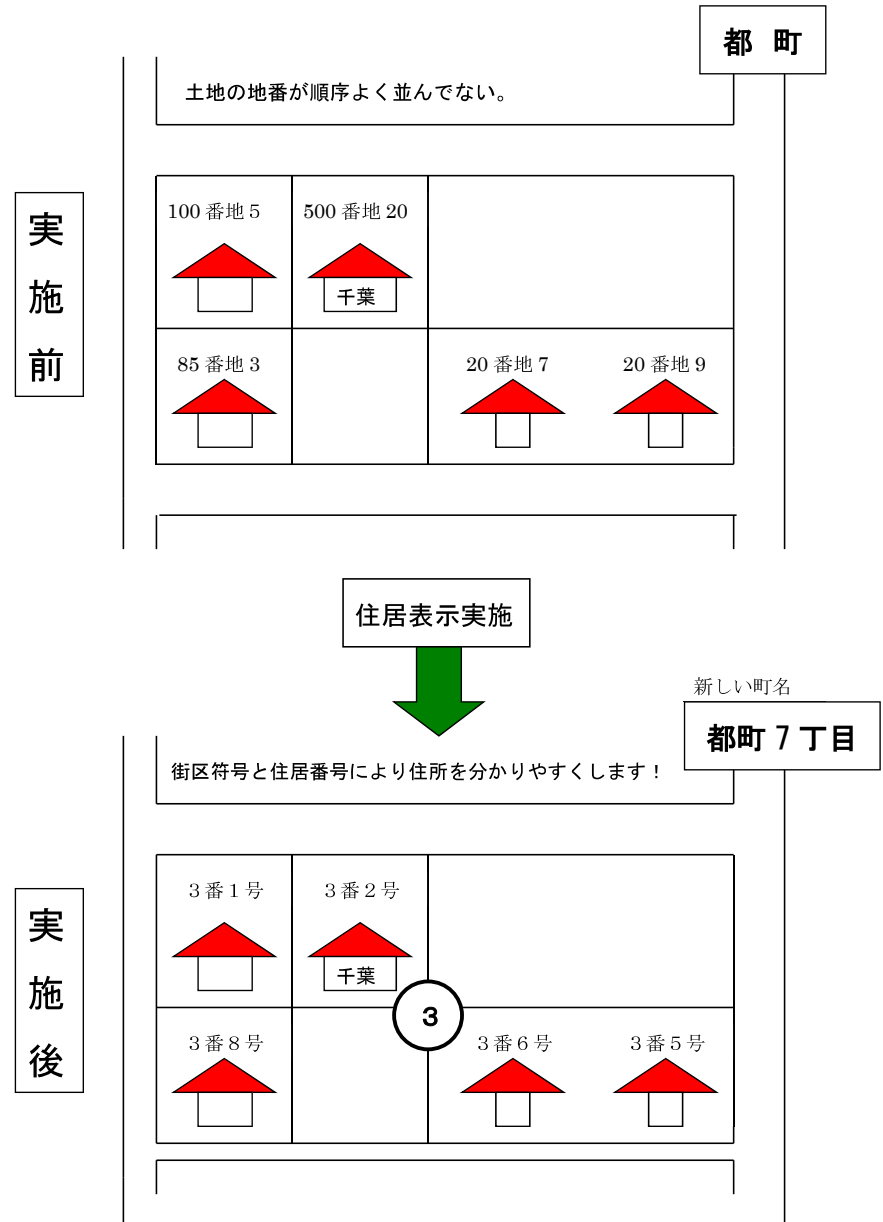
区画街路等により街区を分け、原則としてJR千葉駅に最も近い街区から連続蛇行して右回りに付番します。

(6) 「住居番号」の定め方

各々の街区のJR千葉駅に最も近い角を起点とし、街区ごとに右回りに各建物に付番します。

空き地等がある場合は、将来の住宅の建ち方を想定して定めます。

<住居表示のイメージ>



都町地区住居表示整備事業の概要

1 中央区都町地区の概要（若葉区加曾利町の一部区域を含む）

本整備地区（中央区都町・若葉区加曾利町の一部区域）は、東側には国道16号線、南側には国道126号線、北側には国道51号線が通るほか、中心部は幹線道路である富士見加曾利町線が通り、全体的に市街地を形成しており住居表示実施要件を満たしております。

町の境界は、中央区と若葉区の境界となっており、その一部は、民家の真ん中を通る等不合理となっております。

なお、本整備地区における区画整理の実施や、都市計画施設の建設は予定されておられません。

町名	面積	世帯数	人口
都町（加曾利町）	約71ha	2,500世帯	約5,300人

2 住居表示の方法

道路等によって区画された街区に順序よく符号を付して表示する「街区方式」を採用します。

3 町の区域の変更

現在の町名	新たな町名	面積 (ha)	世帯数	法人数
中央区 都町の一部	都町3丁目(※既存)に編入	3.8	100	300
	都町4丁目	11.0	320	
	都町5丁目	15.0	750	
	都町6丁目	11.4	430	
中央区 都町の一部	都町7丁目	20.0	750	
若葉区加曾利町の一部				
中央区 都町の一部	都町8丁目	9.3	150	
合計		70.5	2,500	

4 町の名称変更

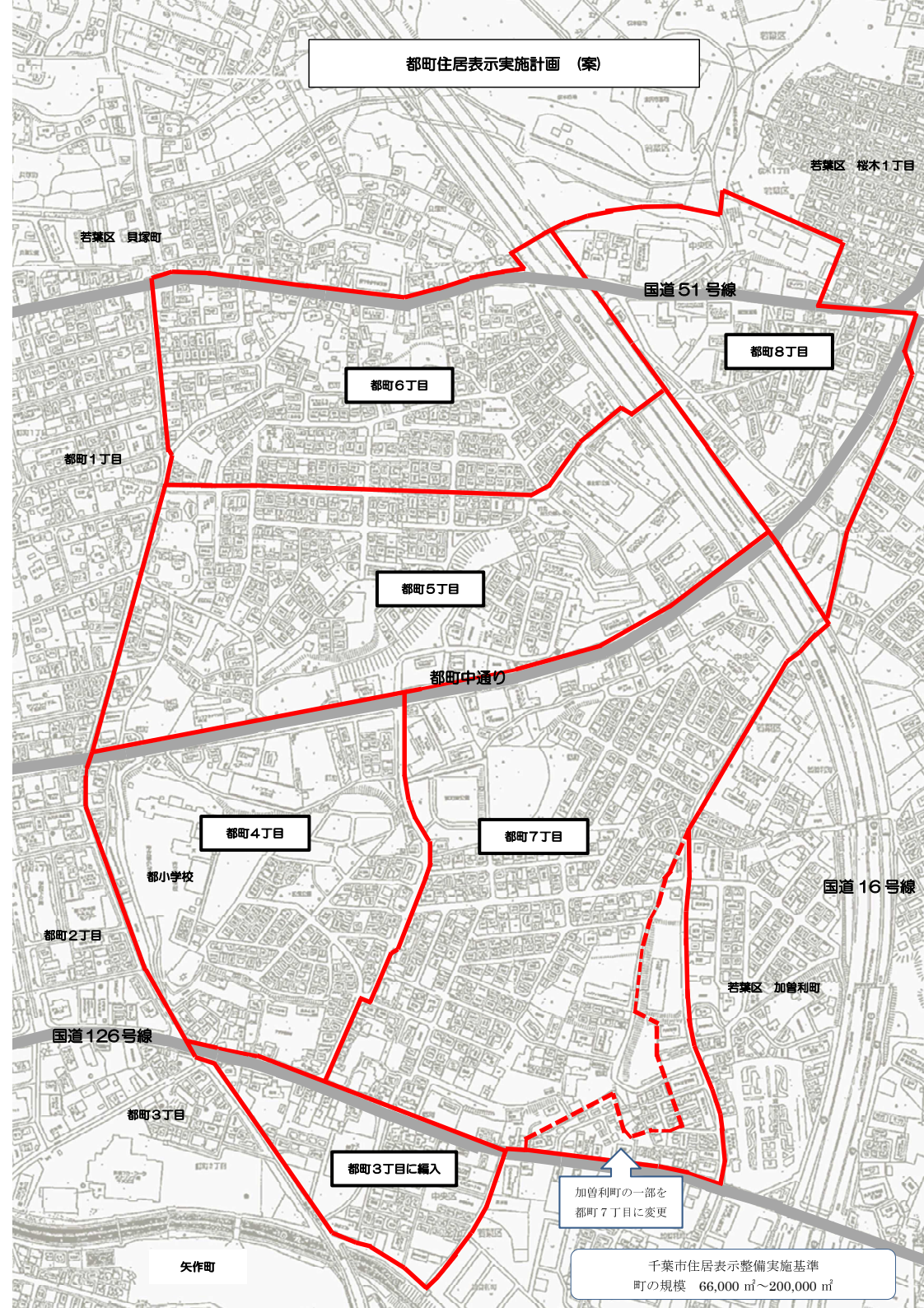
「都町」が地元に根付いており、既に「都町1～3丁目」があることから、「都町4～8丁目」を新たな町の名称（案）とします。

<参考>

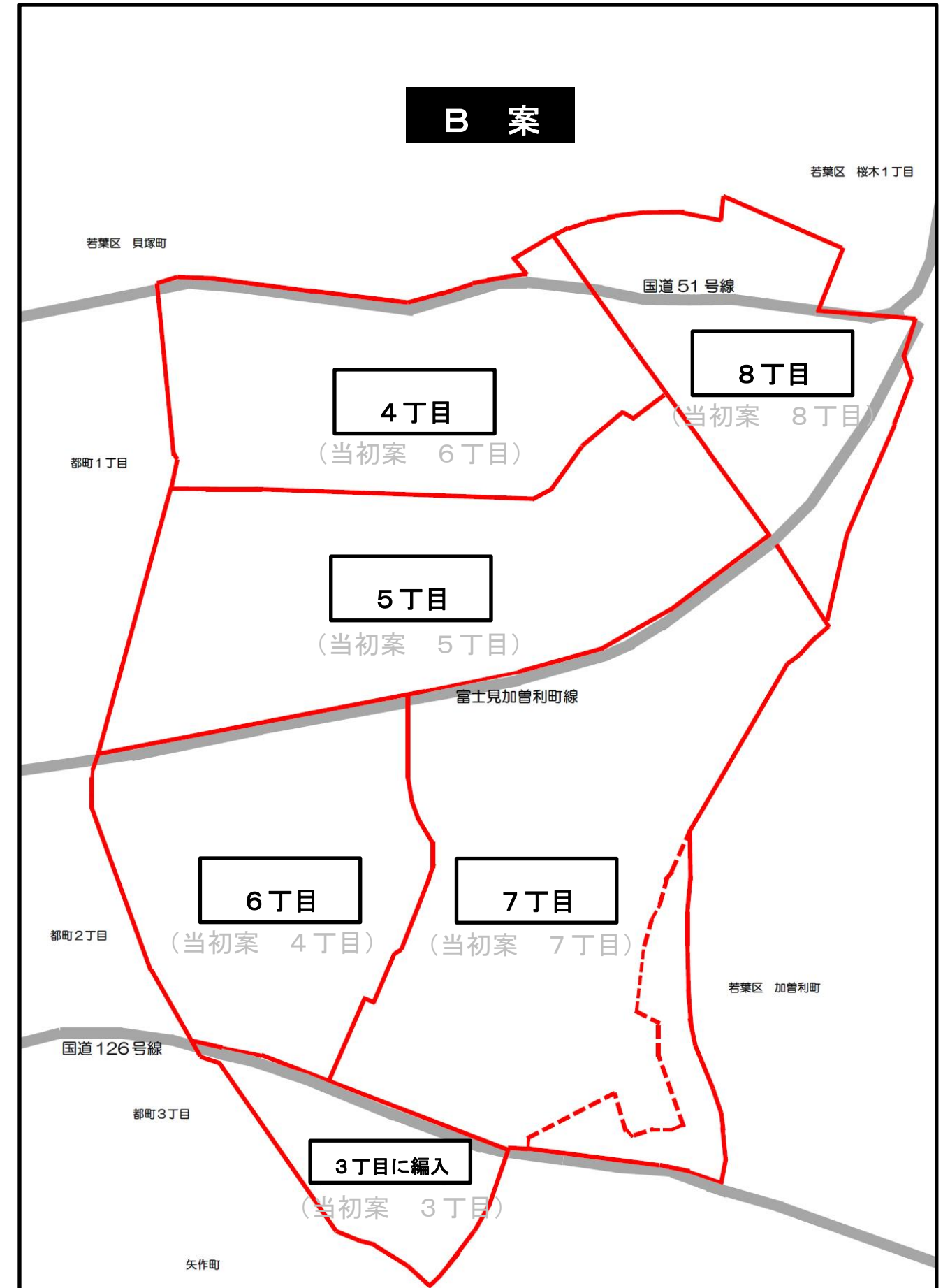
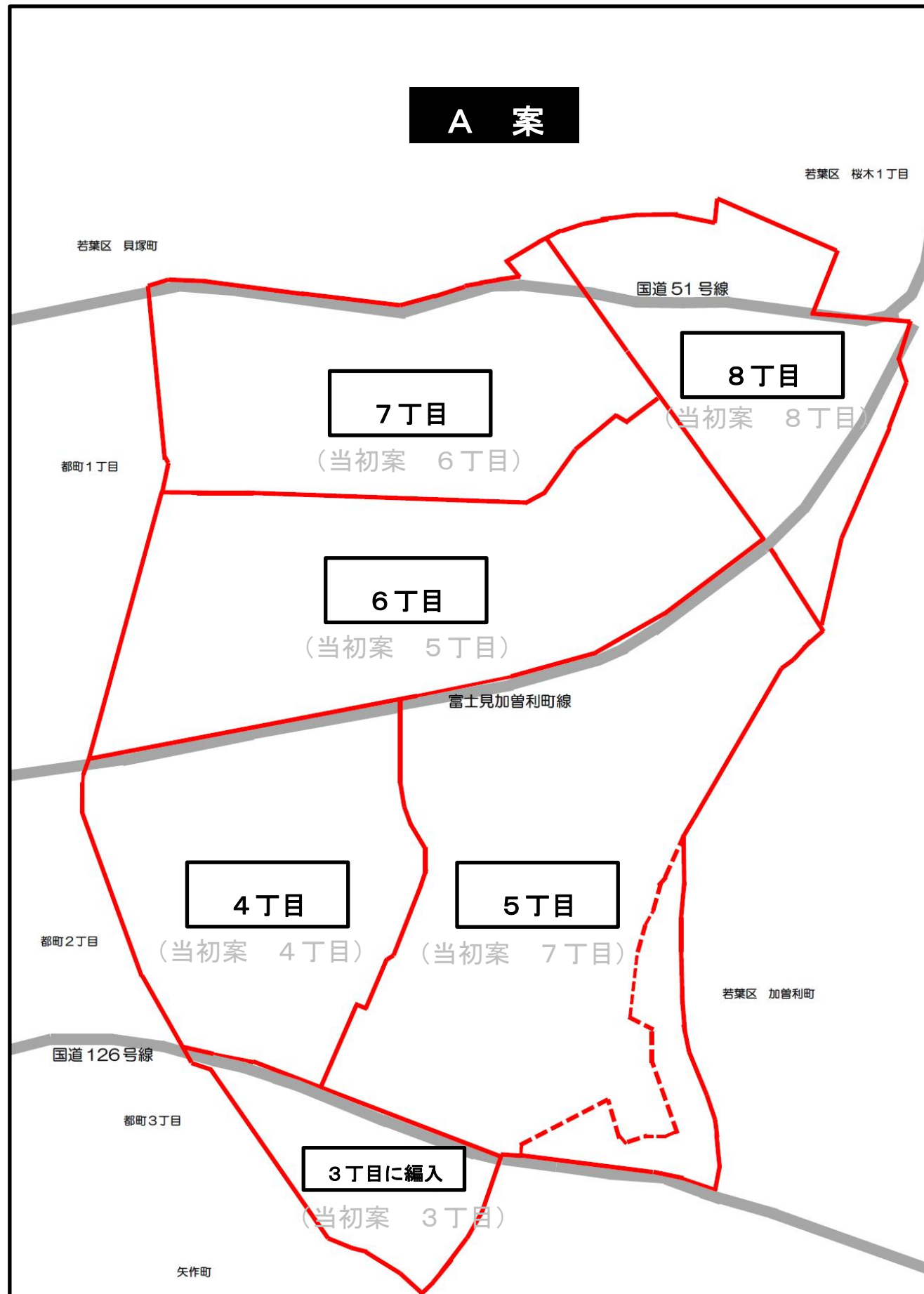
明治22年4月1日 市町村制施行
 邊田村、貝塚村、矢作村、加曾利村、川野邊新田の5村が合併により「都村」となる。（新村名は、新村の繁栄を念願して設定。）
 昭和12年2月11日 合併により都村が千葉市の一部となる。
 昭和13年4月1日 旧千葉郡都村大字邊田の区域をもって「都町」を設定。
 昭和53年1月1日 区画整理及び住居表示実施により「都町」の一部を「都町1・2・3丁目」に設定

5 今後の予定

令和元年 7月 町名・町界変更案公示
 9月 市議会へ議案上程
 12月上旬 新住所を各世帯に通知
 令和2年 2月上旬 住居表示実施



都町住居表示整備計画（住民からの変更要望）



31千市区第 号

令和元年 5月30日

千葉市住居表示審議会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

千葉市長 熊谷俊人

住居表示の実施並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について（諮問）

千葉市住居表示審議会設置条例（昭和37年条例第26号）第2条の規定に基づき、
下記のことについて諮問します。

記

- 1 中央区都町及び若葉区加曾利町の一部区域に係る住居表示の実施区域
及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び
名称の変更について（別紙のとおり）

別紙

1 住居表示の実施区域

右図に示す区域（約71ヘクタール）

2 住居表示の方法

道路等によって区画された街区に、順序よく符号を付して表示する「街区方式」を採用する。

3 町の区域の変更

当該区域は、1つの町の区域としては広大なため、5つの丁目を新設する。

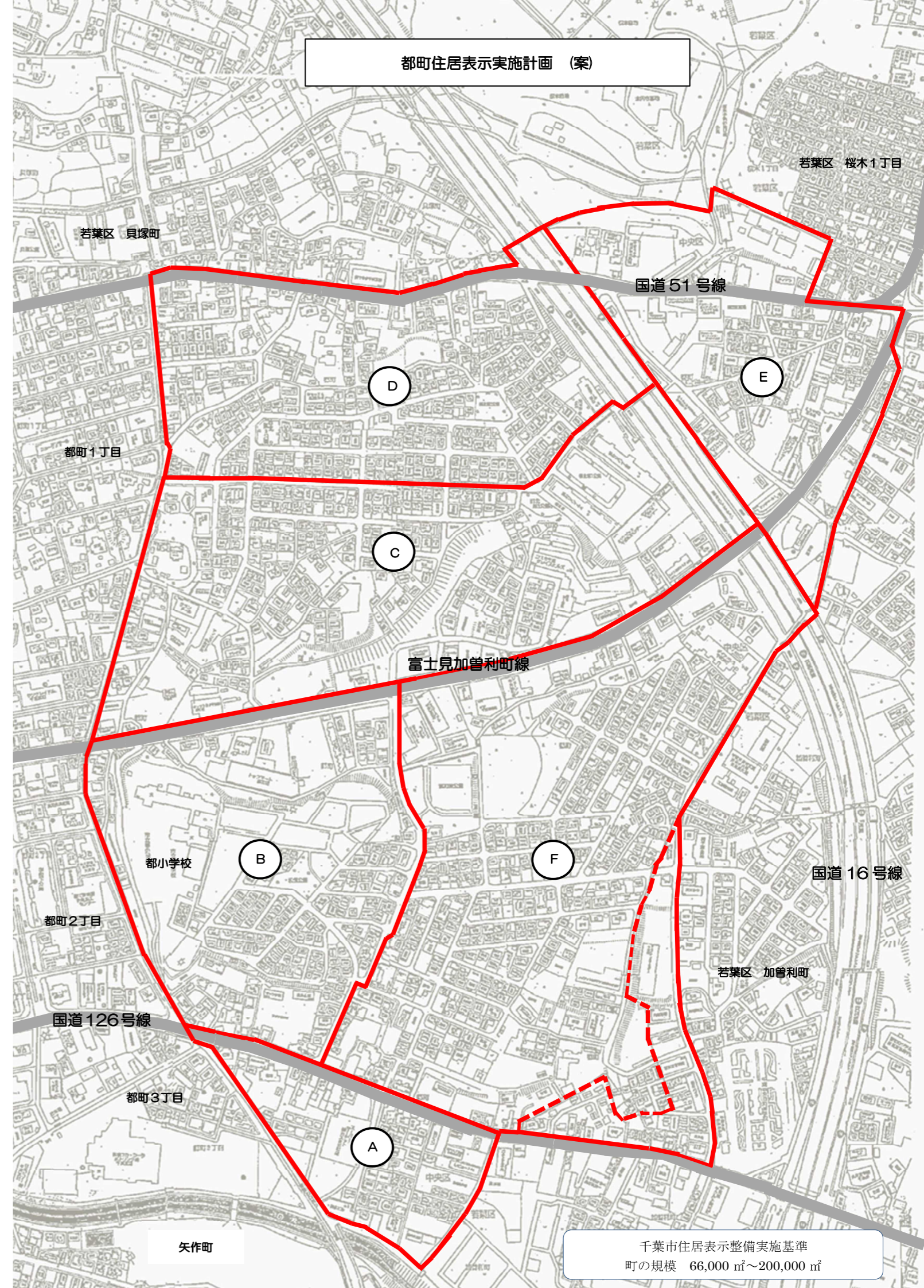
なお、一部区域については既存の丁目に編入する。

丁目の設定に際し町界は、区画道路や河川等の明確な地形等により設定する。

4 町の名称の変更

新たな町の名称は「都町4丁目」「都町5丁目」「都町6丁目」「都町7丁目」「都町8丁目」とする。

なお、一部区域については「都町3丁目」に編入する。



* 関係法令

- ・ 住居表示に関する法律
- ・ 地方自治法第260条
- ・ 千葉県住居表示審議会設置条例
- ・ 千葉県住居表示審議会運営要綱
- ・ 千葉県住居表示実施基準

住居表示に関する法律 (抄)

昭和 37 年 5 月 10 日
法律 第 119 号

(住居表示の実施手続)

第 3 条 市町村は、前条の規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該地区における住居表示の方法を定めなければならない。

~~~~~

# 地方自治法 (抄)

昭和 22 年 4 月 17 日  
法律 第 67 号

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定によりその効力を生ずる。

# 千葉市住居表示審議会設置条例

昭和 37 年 8 月 27 日  
条例第 26 号

改正 昭和 45 年 10 月 1 日条例第 31 号  
昭和 48 年 3 月 31 日条例第 1 号  
平成 13 年 3 月 19 日条例第 2 号

(目的及び設置)

第 1 条 本市の住居表示整備事業の合理的促進のために、千葉市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 住居表示整備に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 住居表示整備に関する総合的施策の適正な実施を期するため関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、10 名以内の常任委員をもって組織し、特別の事項を調査審議するために必要がある時は専門委員を置くことができる。

- 2 常任委員及び専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 常任委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時に退任するものとする。

(平成 13 条例 2・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開く事ができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか審議会に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年10月1日条例第31号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月19日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

# 千葉県住居表示審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県住居表示審議会設置条例（昭和37年8月27日千葉県条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員)

第2条 条例第3条第1項の常任委員が欠けた場合には、補欠委員を置くことができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係行政機関の職員)

第3条 条例第3条第2項の関係行政機関の職員は、次の者をいうものとする。

- (1) 日本郵便株式会社千葉中央郵便局の職員
- (2) 千葉地方法務局の職員
- (3) 千葉県警察部の職員
- (4) 千葉県小学校長会の会員
- (5) その他住居表示に関連があると認められる行政機関の職員

(会議の招集)

第4条 会長は、会議の開会日の7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を委員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第5条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民局市民自治推進部区政推進課において処理する。

附 則

(施行期日)



1 この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱の施行前になされた手続きその他の行為は、施行後この要綱によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

# 千葉市住居表示整備実施基準 (抄)

平成27年4月1日改正

本市における住居表示整備実施は、街区方式を採用し、次の各号によって整備するものとする。

## 2 対象地域

以下に掲げる要件の全てに該当する地域は、住居表示整備の対象地域（以下、「対象地域」という。）にすることができる。

- ① 市街地であると認められる地域であること、又は大規模開発等により市街地となることが見込まれる地域であること。
- ② 地番が分合等を繰り返し複雑になっている、地番区域が広すぎる、又は地番が順序に並んでいないところである等、町名地番を用いることにより住居の表示が不合理となっている地域であること。
- ③ 土地区画整理事業若しくは土地改良事業又は民間による大規模開発等に伴い、地番が整理される予定がない地域であること。

## 3 実施の要件等

住居表示整備については、関係行政機関と協議し、実施するものとする。また、実施にあたっては、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 関係する町内自治会の承諾が得られること。
- ② 関係する居住者等の承諾が得られること。
- ③ 対象地域の道路・区画等が形成され変更される恐れがない状態であること。
- ④ この基準に規定する町の境界、形状及び規模により、住居表示整備を実施することができること。
- ⑤ その他、住居表示整備を実施するうえで、特段の支障がないこと。

## 5 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり飛び地が生じたりすることなく、住民の生活圏や住宅地の連たん状況に適合した合理的な町の境

界を定めるよう留意する。

- (2) 町の規模は、市街地の用途・人口・家屋の密度・地形等を考慮して、おおむね 66,000 m<sup>2</sup>～200,000 m<sup>2</sup>の大きさで定める。ただし、区域内に学校・公園・工場等がある場合は、この限りではない。

## 7 町の名称の定め方

- (1) 町の名称を定める場合には、従来からある名称や歴史的に由緒ある名称等を考慮して定める。
- (2) 市の区域を通じ同一の名称又は類似の名称が生じないようにする。